

社会福祉法人吉田町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁済に関する規程

平成 14 年 9 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人吉田町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の理事、評議員、各種委員会等に対する報酬及び費用弁済に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第 2 条 本会の会長の報酬は、月額 120,000 円とする。

2 本会の常務理事の報酬は、月額 260,000 円とする。

3 前項の報酬については、月の初日以外の日にその職についての場合又は月の末日以外の日に離職した場合にあっては、その月の現日数を基礎として日割り計算によって支給する。

(費用弁済)

第 3 条 理事会、評議員会、各種委員会等の構成員（常勤の役員を除く。）が理事会、評議員会、各種委員会等に出席したときは、費用弁済として日額 3,500 円を支給する。

(旅費)

第 4 条 理事、評議員、各種委員会等の構成員がその職務を遂行するために旅行したときは、社会福祉法人吉田町社会福祉協議会職員等の旅費に関する規程に規定する旅費に相当する額に準じて支給する。

附 則

この規程は、平成 14 年 9 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。